

公布された規則のあらまし

薬事法施行細則の一部を改正する規則（規則第六〇号）

- 1 登録販売者試験に関して、不正行為があつた場合の措置を設けることとした。（第一三条関係）
- 2 配置従事届ほか三様式について、九州各県（沖縄県を除く。）の共通様式とするため、所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成二四年六月一日から施行することとした。